

第十六回 参議院人事委員会會議録第十五号

昭和二十八年七月三十日(木曜日)午前十一時十三分開会

委員の異動

本日委員青木一男君辞任につき、その補欠として、吉野信次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 村尾 重雄君
理事 宮田 重文君
千葉 信君

委員

松岡 平市君
吉野 信次君
溝口 三郎君
岡 三郎君
紅露 みつ君
後藤 文夫君

衆議院議員

赤城 宗徳君
大平 正芳君

政府委員

人事院総裁 浅井 清君
人事院事務局長 瀧本 忠男君

事務局側

常任委員 川島 孝彦君
会専門員 熊登御堂定君
常任委員 熊登御堂定君

本日の会議に付した事件

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院送付)
○国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する

る法律案(内閣送付)
○国家公務員の給与問題に関する調査の件

(調査報告書に関する件)

○公務員制度に関する一般調査の件

(調査報告書に関する件)

○継続調査要求の件

○委員長(村尾重雄君) 只今より人事委員会を開会いたします。

本日の議題は、公報記載の通り、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、国家公務員の給与問題に関する調査でございます。

先ず一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。発議者から趣旨説明を求めます。衆議院議員赤城宗徳君。

(衆議院議員(赤城宗徳君) 只今議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

教育職員は、それらの職域において、人格の完成をめざし、健全な国家及び社会の形成者として、真理と正義とを愛し、個人の尊厳を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民を育成する重責を担うものであります。

その任務を遂行するためには、学校の内外はもとより家庭においても、その指導の実施に当るなど、実質的に

は、勤務時間が限定され得ない実情にあります。その上、その重責を果すためには絶えずそれらの職域にふさわしい知識技能を修め、常にみずから切磋琢磨して、その向上発展すべきことが要求されているのであります。

かゝる観点から教育職員の給与は、一般職員と別個の体系におかれるべきものと考えます。現在教育職員は「一般職の職員の給与に関する法律」第六條の規定による一般俸給表の適用を受けているのであります。教育職員には、一般公務員にみるがごとき階層組織がなく、止むを得ず、その給与の格付等は、詳細に亘る人事院規則にゆだねてあります。

すでに、同法案第十條第三項において、人事院は教育職員については、俸給表の適用について研究し、俸給表その他これに関する事項について必要と認めるところを国会及び内閣に提案すべきことを責任とされているのであります。かかる実情に鑑み、本改正案を提出いたしました次第であります。

改正点の要旨を申し上げますと、先ず第一に、教育職員の俸給表を一般俸給表より分離し、特別俸給表を制定し、その適用を受けしめようとするものであります。

第二には、教育職員級別俸給表は大学、高等学校、中小小学校等の三表に区分いたしておるのであります。

各学校種別に職域差を認めることの可否については、教育の本質如何と言論立場から、或いは異論があるかも知

じませんが、すでに大学と高、中、小とでは職域の差を認め給与基準を異にしているのであるが、高等学校と中小学校とは給与基準を同一にしてあるのではありません。併しながら学校教育法におきましては、高等学校は中小学校に比べ高等普通教育の他、専門的教育を施す旨の附加的条項があるのであります。それだけ負担、能力等において、専門的な労働が加はる訳であります。これらの理由から教育職員級別俸給表を三表に区分したのであります。

第三には大学、高等学校、中小学校等全體を通じて俸給の最高額を引き上げ待遇の改善を行うこととしたのであります。即ち通し号俸で言へば、中小小学校等においては教諭の最高は、六三三号俸、三万五千九百円、校長の最高は六五五号俸、三万八千八百円まで引き上げ、高等学校等においては、教諭の最高を六五五号俸、三万八千八百円で、校長の最高を六八八号俸、四万三千三百円まで引き上げ、大学等においては大学院をおく大学の教授については最高を七三三号俸、五万一千二百円まで引き上げておるのであります。

なお、高等学校等においては四級から九級まで、大学等においては、四級から十級までを中小小学校等に比してそれより一級高きとあるのであります。

なお、新俸給表への切替えに当りましては、現在受けている給与額より不利になるような事態の生じないように

万全の処置を施しているのであります。

何卒、御審議の上、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(村尾重雄君) 本法律案について御質疑のあるかたは御答弁を願います。

○千葉信君 提案理由の説明を承るというところで、今日はこの法律案が上程されたわけではあります。只今の御説明に直接関連すると思われる二、三の点だけについて、この際、提案者に対してお尋ねをしたいと思ひます。

先ず第一点は、この法律案は七月の二十四日に提案されておるわけでございます。今期は現在のままというふうにしまして、会期は現在のおまじゅうとになります。これは八月間でございます。而もこの法律の施行期日として提案されておりますその時期は、二十九年の一月一日からということでございます。御承知のように、一般的に通念の上から申しましても、来年の一月一日から施行を必要とするものであるとすれば、これは今日只今からでも、五六月間、百五十五日に亘る余裕があるわけでございます。而もその間に、災害復旧に関する補正予算等の関係、或いは又公務員の給与の改定等に関連する補正予算等の関係から、臨時国会の開催も考えられるわけでございます。又十二月の上旬になりますと、通常国会の開催もあることと

ございます。仮に臨時国会のない場合であります。少くとも、その一月一日という施行期日を考えますと、通

常国会における法律案審議の時日というもの、この臨時国会における七月二十四日から三十一日までの期間というものは、適かに長いということ、これは、はつきりしておる事実でございます。そういう条件があるのに、なぜこの国会で、この法律案を、この押し迫つた期日において提案されなければならなかつたか、その理由が第一点。

それから第二点としては、御承知の通り、この法律案が提案されます以前に、人事院から七月の十八日に給与準則並びに給与引上げに関する勧告案が提出されております。御承知の通り、現行給与法におきまして、現在の俸給表等の不合理が国会の審議の中で究明されて、そしてできるだけ速かにその不合理を是正しなければならぬという修正案も施されております。従つて、そういう意味からは、政府としても、現行給与法を以て合理的なりとも、それから又掘え置いていいども政府としては考へておらないという答弁は、しばしばこの委員会における質疑応答にもございました。従つて、又、昨日の当人事委員会におきましても、福永官房長官は、給与準則の人事院案の実施、或いは給与の改善等についてはできるだけ努力をするということとを約束されたわけでございます。そういういたしますと、場合によつては、又現在の公務員諸君の待遇の状態、或いは又、俸給表の不合理な点等から考へて、少くとも、政府としては、当然その責任において給与改訂問題、給与準則の改訂という問題は、官房長官の答弁通りに、積極的にこれは努力をし、速かに改訂が行われるようにならなければならぬと思ふ。その意味では、私は官房長官の昨日の積極的な努力をすると言つた御答弁を了解するものであります。そういういたしますと、少くとも、場合によつては、来年の一月一日以前に、給与の改訂、若しくは給与準則の制定が行われたいとは何人も保証できません。こういう条件については、これは私も参議院における人事委員会の委員のみではなく、衆議院においても、この問題を担当されておられる方々は、特にこの問題の動向、見通し等については、恐らく私どもと、そう密つた見解ではないと思ふのでございませう。そうすると、一月一日以前に、人事院の勧告、給与の引上げ、給与準則の制定が行われるということになつた場合に、一体この法律案はどうなるか。そして又そういう場合を考慮して、一体この法律を提案し、而も施行期日は一月一日というふうに提案されたのか、この点が第二点。

第三点は、今の質問の裏を返して、一体こういう法律案を提案されて、そして若しこの法律が成立して、一月一日から施行するという条件が整つた場合に、公務員諸君の現在の不利な状態、つまり給与の引上げ、給与準則の制定という条件がこの法律の制定のために遅延する虞れがあらはれないかというところをお考へになつたかどうか。その点について十分な考慮を払ひつつこの法律案を提案されたか。以上先ず三点についてお尋ねします。

○衆議院議員(赤城景徳君) 第一の点は、会期が非常に迫つておる時期においてこういう法律案を提案するということはどうかということかと存じます。この法律案が提案されましたのは

七月二十一日でありましたが、実は提案理由の中でも申し上げましたように、現在教育職員の俸給は、一般俸給表の適用を受けておつたのでありますが、二十三年でしたるうか、俸給改訂の頃から、教育職員については特別の俸給表を作つて教育職員の特殊性に当てはまるようにしたところ、こういうことになつており、現在の給与法の中に、提案理由で申し上げたように、特別俸給表を作ること人事院が勧告するように、こういうふうになつておりましたので、場どもいたしまして、実はこの用意を数年来に亘つて、しておつたのであります。今国会におきしても、提出は七月二十一日になつておりますが、国会開会と同時にこの法案を提出すべく用意しておつたのであります。事、給与に関するものであります。いろいろ複雑な内容もありませんので、その研究を続けた結果、提出が非常に遅れた、こういう事情になつて、皆さんの御審議の期間が少いときに参議院のほうに廻つたというところは誠に遺憾と思つておる次第でございます。

第二に、給与準則がすでに勧告されておるのに、特に教育職員の場合のみを取上げて法律案として提出する理由はどうか、こういうお尋ねのようでありませう。第一のときに申し上げましたように、実は給与準則の出る前から用意して給与準則よりも前に出した、と思つておつたのであります。たまたま給与準則が勧告されるときと期を同じうした、こういうことになつております。給与準則につきましても、今、千葉さんからお話がありましたように、政府といたしましては早急に成立を期しておる、こういうことのようなのであります。給与準則はベイス・アップを含んでおりますので、私どももいたしましては、ベイス・アップを含まない現行の下において、教育職員に特別の俸給表を当てはめていたほうがよろしい、こういうような関係で、給与準則から一つを取上げたというよりも、給与準則の前にこの俸給表を作つて、一般職から分離した俸給の適用をしたい、こういうふうに考へておりましたので、実は給与準則と期を同じうしたような形でありませう、法律案を提出することにしたのであります。それで、来年の一月一日以前にこの法律案が通りまして、来年の施行期日の一月一日以前に給与準則が政府から提案されて、それが通過した場合に、この法律が通過したとしてどういうことになるか、こういうお尋ねのようにお聞きいたしました。その場合は、当然給与準則によつてこの法律が改正される。殊に給与準則はベイス・アップも含めておりますので、改正されるという結果に相なるうと思つております。

第三に、この法律案が不成立の場合はどうだという、こういうお尋ねのようになつておりましたが、給与準則につきましても、まだ政府から法律案として提案がありません。お説の通り補正予算或いは給与の改訂ということ、臨時国会等によりまして、或いは給与準則の……、或いはでなく、給与準則の法律案が出ることとは思ひますけれども、先々のことではありますので、私どももいたしましては、教育職員につきましても是案でもありませうので、一日も早く成立を期したい、

給与準則のほうが遅れているような、給与準則が法律として施行されること、が遅れるようなことがある場合におきまして、そういうことでありますならば、この法律を賛成して貰ひて施行したい、こういうようなことでございませう。

○千葉信君 私の御質問申上げた点に對して納得の行く直接の御答弁でない御答弁が多いようでございまして、この点については、今こゝで日程として議論を繰返す予定にもなつておりませんので、これ以上私は押して御質問申しませんけれども、ただ、この点だけは確認しておきたいと思ふのです。それは、第一点としては、只今の御答弁の中で、この法律を提案されるに當つては、給与準則の人事院勧告以前にすでに用意されたものである。従つてこの御提案は給与準則とは関係なしに提案されたものであるということが第一である。

それから第二点は、法律を拝見いたしますと、新しい高等学校の四級乃至九級、それから大学の四級乃至十級等については、切替に際して直近上位の号俸に切替えるということになつておるわけでございます。そこで、今御答弁のありましたように、若しも仮に給与の改訂が来年の一月一日以前に行われて、若しくは給与準則の制定が一月一日以前に施行されるという段階になつた場合には、この直近上位に切替えた際、有利な条件というものは、そのまま消滅せざるを得なくなる。この点についても十分お調べになつていてこの法律を提案されたことを確認して差し支えないですか。

○衆議院議員(赤城景徳君) お尋ねの

典に浴するようになったのでござい
ますが、今回、軍人恩給などを復活いた

しまして、職業軍人だけが今救われていない現況になっておりますので、これを合せて通算してやろう、そういう考え方で修正をいたしたわけでございます。

以上が修正点の概略でございますが、なお附帯決議が付いております。この趣旨を簡単に御説明申上げておきたいと思ひます。この法律案が衆議院に上程されました、委員会における論議は、主として公共企業体の職員をどう取扱うかというものであります。たま／＼国鉄等も非常に熱心な要請がございまして、今年の三月の仲裁委員会の裁定は、給与につきましては、公企労法の関係で団体交渉に譲ることになつてゐるので、依然として法律でこれを縛るといふのは解せないというところで、退職手当なんか、本法律案の適用範囲から公共企業体の職員を除けというふうな要請が強かつたのでございします。それで、これは確かに理由があることであります。法律の体系から見ても、又公企労法の精神から申しまして、退職手当はこれは給料だと言わなければならぬと思ひますし、又、従つてそのように取扱うことが適當であらうとも考えたのであります。ただ同じ給与というものを全部団体交渉に譲るとなると、恩給の問題が出て来ようかと思ひますし、又、共済給付の問題も問題にならうかと思ひます。で、恩給につきましては、今、公共企業体の職員にこれを準用いたしておりますことは御承知の通りでございますし、共済組合につきましても、国家公務員共済組合法がこれらの職員に適用されてゐるわけでございます。とういつた関係を一度

クリアーにいたしますためには、全部一通こつた既存の国家公務員的な規制から外しまして、公企労法の下に置くのが適當だと思ひます。が、ただ恩給とか共済金につきましては、いきなり或いは厚生年金制度或いは健康保険制度なんかに移行せしめるということになりますと、相当現在の待遇を悪くすると申します。掛金率が上りましたり、或いは、例えば恩給でございますと、十七年たてばもらえますのに、厚生年金になりますと二十年であります。或いはベース・アップの場合の年金額の改定の負担額は、折半して負担しなければならぬために、組合員が不当に掛金率が上がるというふうな具体的な問題がございまして、早急にこれらを外すということには、必ずしも適當ではないと思ひます。従ひまして、社会保険制度全体と脱み合せて、公企労法の精神も汲んで、一つまあこつた問題を解決する見通しがつけば、退職手当も又この法律から公共企業体の職員は外すことにやぶさかでない。それがまだ立たないという現状におきましては、今暫らく国家公務員的な規制の前に我慢して頂きたい、こういう趣旨の附帯決議がついたわけでございします。

以上簡単でございますが修正の要点と附帯決議の趣旨につきまして御説明申上げた次第でございます。

○委員長(村尾重雄君) 本案に關しましては、今のところ説明を聞くのみにとどめ、質疑はあとにいたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(村尾重雄君) 御異議ないと認めます。

○委員長(村尾重雄君) 次に調査報告書の提出の件についてお諮りいたしますが、本委員会において調査中の国家公務員の給与問題に關する調査、及び公務員制度に關する一般調査の二件につきましては、まだ調査を終えておりませんが、一応多数意見者の署名を附して報告することになつておりますので、その旨の報告書を提出することにいたしたいと存じます。さうに決しまして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(村尾重雄君) 御異議ないものと認め、さう決定いたします。

なお本報告書の内容につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(村尾重雄君) 御異議ないものと認め、さう決定いたしました。

○委員長(村尾重雄君) 次に、この報告書を提出することに決定いたしました二件の調査事件につきましては、閉会中もお継続して調査するため、本院規則第五十三条により、継続調査要求書を提出することにして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(村尾重雄君) 御異議ないものと認め、さう決定いたします。

ほかに発言がなければ暫時休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後零時三十二分開会

○委員長(村尾重雄君) 只今より開会いたします。

これにて散会いたします。
午後零時三十三分散会